

FITS 行動規範

私たち FITS は「適正就労監理機関」として、特定技能外国人の人権を守るとともに、特定技能外国人と受入れ企業との信頼関係を深めるために巡回指導等のサポートを行っています。これらの業務を行うためには、私たち FITS の役職員自身が自己の業務の公共性を自覚し、品位ある行動をとり、また風通しがよく働きやすい職場を確保することが大切です。

これは、そのための行動規範です。

I 業務遂行にあたって

1. 公平公正に・品位を持って

- ・顧客等（外国人技能者や受入れ企業等）に対し、誠実で公平な態度で接します。FITS 役職員としての自覚と使命を強く意識し、品位をもって行動します。

2. 相手に寄り添い信頼を築く

- ・焦らず丁寧に説明するよう心がけます。わかりやすく説得する能力を高めるよう努めます。
- ・常に外国人技能者と企業に寄り添い、信頼関係を築き適切な連携を確保してまいります。

3. 人権を守る

- ・外国人技能者の基本的人権を守ることができるよう最大限の努力をします。日本の地で安心して仕事ができるよう心掛けてまいります。

4. カスタマーハラスメントへの対応

- ・社会通念上許容範囲を超える顧客等の言動（カスタマーハラスメント）には FITS が一丸となって適切に対応するよう努めます。

II 職場では

5. コミュニケーションとチームワーク

- ・ともに働く一人一人が常にお互いを信頼し合えるような風通しのよい職場づくりを目指します。
- ・職場におけるあらゆるハラスメントや不当な差別的言動をなくします。
- ・組織として、チームワークを大切にして、職場の皆が一丸となって仕事を進めていくよう努めます。

6. 自分を磨きチャレンジする

- ・自己研鑽に努め、現状に甘んじることなく、常に前進することを心がけます。自己の信念に基づき勇気をもって行動します。

7. 安全管理と情報管理

- ・安全で安心して働くことができる労働環境を維持するとともに、機構が有する機密情報等の取扱いに留意します。